

# 学校感染症による出席停止について



以下の病気は学校保健安全法に基づき、出席停止（欠席扱いにならない）となります。

治癒証明書や治癒届または保護者の申し出がなければ出席停止となりませんので、ご了承ください。

～以下の病気を診断されたときは、必ず学校へお知らせください～

☆医師が記入した【治癒証明書】が必要な感染症

感染症名	出席停止の期間
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	病状により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎（アポロ病）	病状により感染のおそれがないと認められるまで

☆保護者が記入する【治癒届】が必要な感染症

感染症名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	病状により感染のおそれがないと認められるまで

※出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、その限りではありません。

※新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止のため、出席停止の扱いを広くとることとされており、また、日々状況が変化する場合があります。詳しくは、学校にお問い合わせ下さい。

# 治ゆ証明書・治ゆ届について

## 【治ゆ証明書 みほん】

- ・医師による記入
- ・学校よりお渡しします。
- ・文書料として700円（税別）が、市費から病院へ支払われます。

## 【治ゆ届 みほん】

- ・ご家庭で記入
- ・以下はインフルエンザ治ゆ届
- ・学校ホームページよりダウンロードもできます。
- ・新型コロナウイルス感染症については、今のところ治ゆ届の提出はもとめておりません。

(学校提出用) No. \_\_\_\_\_

治 ゆ 証 明 書

学 校 名 大和市長 小・中 学 校  
児童生徒氏名 \_\_\_\_\_ ( 年 組 )

病 名 1 水痘 2 流行性耳下腺炎 3 風疹 4 麻疹  
5 百日咳 6 咽頭結膜熱 7 結核 8 流行性角結膜炎  
9 急性出血性結膜炎 10 その他 ( )

発病年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
治ゆ年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の疾病は治ゆしましたので登校してもさしつかえありません。

年 月 日

(証明者) 医療機関所在地 \_\_\_\_\_  
医 療 機 関 名 \_\_\_\_\_  
医 師 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

※この証明書は大和市長小中学校児童・生徒以外は使用できません。また、3枚複写となっておりますので、記入の際に切り離さないでください。  
※本市において、治ゆ証明書が必要な病名は、学校保健法施行規則第19条に規定される学校伝染病のうち上記のとおりです。(インフルエンザ及び腸管出血性大腸菌感染症は、治ゆ証明書は不要です。)  
※手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹及び伝染性軟弱腫は、その他の伝染病として扱う疾病ではありませんが、流行・蔓延またはその恐れがある場合には、学校長は学校医及び関係機関と協議するものとします。  
【問い合わせ先】 〒242-8601 大和市長下鶴間一丁目1番1号  
大和市長教育委員会学校保健主管課 電話(代表) 046-263-1111

インフルエンザ治ゆ届 大和中学校

インフルエンザにかかりましたが、医師の診断により、治ゆと認められましたので、次のとおり届けます。

年 組 氏 名 \_\_\_\_\_

受診日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

病院名 \_\_\_\_\_  
(病院の証明は必要ありません)

休んだ期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より  
\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで \_\_\_\_\_ 日間

\*インフルエンザの型は? ( A B 不明 )  
\*どのような症状がでましたか? あてはまるところに記入または○をつけてください。

1. 発熱 ( \_\_\_\_\_ °C ) 2. 頭痛 3. 倦怠感  
4. 咳 5. 咽頭痛 6. 下痢 7. 腹痛  
8. 嘔吐 9. その他 ( \_\_\_\_\_ )

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

回復して登校した際に、学校へ提出してください。

## 出席停止とならない感染症について

大和市長では、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟弱腫（水いぼ）、帯状疱疹（ただし、発疹部分は被覆すること）は、病欠として欠席扱いになります。出席停止にはなりませんのでご了承ください。